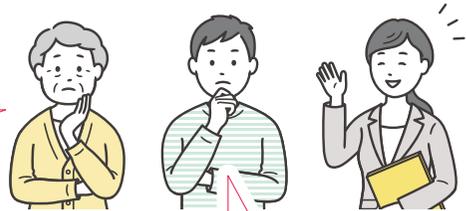


／ まだマイナ保険証をお持ちでなくても ／

これまで通り保険診療が受けられます

令和6年12月2日に健康保険証の新規発行・再発行を終了し、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行しました。マイナンバーカード・マイナ保険証を持っていない方から多くいただくお問い合わせをまとめました。



? マイナンバーカード・マイナ保険証を持っていないけれど、これから病院にかかるときはどうすればいいの？

健康保険証は有効期限まで使えます

健康保険証の有効期限をご確認ください。

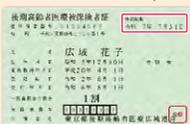
■国民健康保険

最長で
令和7年9月30日



■後期高齢者医療制度

最長で
令和7年7月31日



健康保険証 見本

*住所や自己負担割合に変更が生じると、現在の健康保険証は使えなくなります。

? 新しく別の健康保険に加入予定。マイナンバーカード・マイナ保険証を持っていないとどうなるの？

資格確認書を提示して受診できます

新たに健康保険に加入する方、住所などの記載内容に変更があった方、健康保険証を紛失した方には、保険者から「資格確認書」を交付します。「資格確認書」を医療機関などで提示すれば、これまでの健康保険証と同じように受診できます。



資格確認書 見本



? マイナンバーカードはそのまま健康保険証として使えるの？

事前に利用登録が必要です

健康保険証としての利用登録は、①マイナポータル ②セブン銀行ATM ③医療機関や薬局に備え付けの顔認証付きカードリーダーのいずれかで行うことができます。

? 健康保険証や資格確認書の有効期限が切れた後はどうなるの？

新しい資格確認書を発行します

国民健康保険、後期高齢者医療制度では、マイナ保険証を持っていない方には新しい「資格確認書」を令和7年夏ごろに送付予定です（申請不要）。

お問い合わせ

- 国民健康保険に関すること／保険年金課（TEL：0422-60-1834）
- 後期高齢者医療制度に関すること／保険年金課（TEL：0422-60-1913）
- マイナンバーカードに関すること／マイナンバー総合フリーダイヤル（TEL：0120-95-0178）



*健康保険証の有効期限や資格確認書の送付時期は保険者ごとに異なります。協会けんぽ、健康保険組合、共済組合については、各保険者に直接お問い合わせください。

詳しくはこちら
（政府広報オンライン）